

コミュファ光タイプJ電話サービス契約約款

2021年1月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

目次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 外国における取扱いの制限。

第2章 コミュファ光タイプJ電話サービスの種類等

- 第5条 コミュファ光タイプJ電話サービスの提供
- 第6条 営業区域

第3章 コミュファ光タイプJ電話契約

- 第1節 契約の種別
 - 第7条 契約の種別
- 第2節 コミュファ光タイプJ電話契約
 - 第8条 契約の単位
 - 第9条 コミュファ光タイプJ電話契約申込の方法
 - 第10条 コミュファ光タイプJ電話契約申込の承諾
 - 第11条 契約者回線番号
 - 第12条 請求による契約者回線番号の変更
 - 第13条 コミュファ光タイプJ電話サービスの利用の一時中断
 - 第14条 契約者が行うコミュファ光タイプJ電話契約の解除
 - 第14条の2 契約者が行うIP通信網契約の初期契約解除によるコミュファ光タイプJ電話契約の解除
 - 第15条 当社が行うコミュファ光タイプJ電話契約の解除

第4章 契約者回線の態様等

- 第16条 契約者回線の終端
- 第17条 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等
- 第18条 収容コミュファ光タイプJ電話サービス取扱所の変更
- 第19条 契約者回線の移転

第5章 付加機能

- 第20条 付加機能の提供
- 第21条 コミュファ光タイプJ電話サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い

第 22 条 (基本使用料の料金種別の変更があった場合の取扱い

第6章 自営端末設備の接続

第 23 条 自営端末設備の接続

第 24 条 自営端末設備に異常がある場合等の検査

第7章 自営電気通信設備の接続

第 25 条 自営電気通信設備の接続

第 26 条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

第8章 端末設備の貸与

第 27 条 端末設備の貸与

第 28 条 端末設備の返還

第 9 章 利用中止等

第 29 条 利用中止

第 30 条 利用停止

第 10 章 通信

第 31 条 通信利用の制限等

第 32 条 通信時間等の制限

第 33 条 通信時間の測定等

第 34 条 国際通信の取扱い地域

第 35 条 契約者回線番号等通知

第 11 章 料金等

第1節 料金及び工事費

第 36 条 料金及び工事費

第2節 料金等の支払義務

第 37 条 基本使用料等の支払義務

第 38 条 通信料の支払義務

第 39 条 ユニバーサルサービス料の支払義務

第 40 条 手続きに関する料金の支払義務

第 41 条 工事費等の支払義務

第 42 条 料金の計算等

第3節 割増金及び延滞利息

第 43 条 割増金

第 44 条 延滞利息

第4節 相互接続通信の料金の取扱い

第 45 条 相互接続通信の料金の取扱い

第5節 債権の譲渡等

第 46 条 債権の譲渡等

第 12 章 保守

第 47 当社の維持責任

第 48 条 契約者の維持責任

第 49 条 契約者の切分責任

第 50 条 修理又は復旧の順位

第 13 章 損害賠償

第 51 条 責任の制限

第 52 条 免責

第 14 章 雜則

第 53 条 協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結

第 54 条 承諾の限界

第 55 条 利用に係る契約者の義務

第 56 条 利用上の制限

第 57 条 契約者の氏名の通知

第 58 条 特定FTTH事業者への氏名の通知等

第 59 条 協定事業者からの通知

第 60 条 電話帳の普通掲載

第 61 条 電話帳の掲載省略

第 62 条 電話帳の重複掲載

第 63 条 番号案内

第 64 条 番号情報の提供

第 65 条 プライバシーポリシー

第 66 条 契約者認証

第 67 条 合意管轄

第 68 条 準拠法

第 15 章 附帯サービス

第 69 条 附帯サービス

別記

- 1 契約者の地位の承継
- 2 契約者の氏名等の変更の届出
- 3 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス
- 4 特定FTTH事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 5 新聞社等の基準
- 6 協定事業者との利用契約の締結
- 7 他社相互接続通信に係る協定事業者
- 8 事業者変更に伴う契約者回線番号の取り扱い

料金表

通則

第1表 料金

- 第1 基本使用料
- 第2 付加機能使用料
- 第3 通信料
- 第4 端末設備使用料
- 第5 ユニバーサルサービス料
- 第6 手続きに関する料金

第2表 工事費

第3表 番号案内

第4表 附帯サービスに関する料金等

- 第1 重複掲載料

別表1 営業区域

別表2 付加機能

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約付属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、このコミュファ光タイプJ電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりコミュファ光タイプJ電話サービスを提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社又は特定FTTH事業者の事由等により、コミュファ光タイプJ電話サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

(注)本条のほか、当社は、この約款に定めるところにより、コミュファ光タイプJ電話サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の3の2第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法により説明します。

ただし、コミュファ光タイプJ電話サービスは、特定FTTH事業者の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
国際通信	通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)及び当社が別に定める電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)の衛星電話シス

	テムに係る衛星携帯端末(以下「特定衛星携帯端末」といいます。)を含みます。以下同じとします。)との間で行われるもの
通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
特定FTTH事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
特定音声IP約款	特定FTTH事業者の音声IP通信網サービス契約約款又は端末設備貸出サービスに係る利用規約
特定電話約款	特定FTTH事業者の電話サービス契約約款
特定ディジタル約款	特定FTTH事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款
コミュファ光タイプJ電話網	当社又は特定FTTH事業者がサービス卸(総務省が定める「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下同じとします。)のために設置する電気通信設備
コミュファ光タイプJ電話サービス	コミュファ光タイプJ電話網を使用して行う電気通信サービス
コミュファ光タイプJ電話サービス取扱所	(1) コミュファ光タイプJ電話サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託によりコミュファ光タイプJ電話サービスに関する契約事務を行う者の事業所
取扱所交換設備	特定FTTH事業者の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備
コミュファ光タイプJ電話契約	当社からコミュファ光タイプJ電話サービスの提供を受けるための契約
第1種契約	コミュファ光タイプJ電話契約であって、第2種コミュファ光タイプJ電話契約以外のもの
第2種契約	コミュファ光タイプJ電話契約であって、西日本電信電話株式会社が設置する電気通信設備を使用して行うコミュファ光タイプJ電話サービスに係る契約
契約者	当社とコミュファ光タイプJ電話契約を締結している者
契約者回線	コミュファ光タイプJ電話契約に基づいて取扱所交換設備とコミュファ光タイプJ電話契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
契約者回線等	(1)契約者回線 (2)当社又は特定FTTH事業者が必要により設置又は設定するサービス卸に係る電気通信設備
収容コミュファ光タイプJ電話サービス取扱	特定FTTH事業者によりその契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているコミュファ光タイプJ電話サービス取扱所

所	
回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又は特定FTTH事業者が設置するサービス卸に係る電気通信設備(端末設備を除きます。)
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
サービス接続点	コミュファ光タイプJ電話網と当社が別に定める電気通信設備との接続点 (注)本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、特定電話約款に規定する電話網、特定ディジタル約款に規定する総合ディジタル通信網、IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網又は特定地域向け特定音声IP約款に規定する特定地域向け音声利用IP網とします。
相互接続点	特定FTTH事業者と他の電気通信事業者との間の相互接続協定(特定FTTH事業者が他の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第33条第9項若しくは第10項又は第18条第4項の規定に基づくものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	特定FTTH事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
リルーティング通信等	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、コミュファ光タイプJ電話網内で接続する通信
相互接続通信	相互接続点との間の通信及びリルーティング通信等(サービス接続点を介して行われるものも含みます。)
相互接続協定	特定FTTH事業者と特定FTTH事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。)
ひかり電話転用	特定FTTH事業者の音声利用IP通信網サービス(第2種サービスに限ります。)の提供を現に受けている者が、その特定FTTH事業者の音声利用IP通信網サービス契約について特定FTTH事業者の特定音声IP約款に定める音声利用IP通信網サービスの転用により、コミュファ光タイプJ電話サービスに移行すること
電気通信番号	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する電気通信番号

IP通信網約款	当社のIP通信網サービス契約約款
IP通信網サービス	IP通信網約款に定めるIP通信網サービス
IP通信網契約	IP通信網約款に定めるIP通信網契約
IP通信網契約者	IP通信網約款に定める契約者
コミュファ光タイプJテレビ規約	当社のコミュファ光タイプJ・テレビ伝送サービス利用規約
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(外国における取扱いの制限)

第4条 コミュファ光タイプJ電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 コミュファ光タイプJ電話サービスの種類等

(コミュファ光タイプJ電話サービスの提供)

第5条 コミュファ光タイプJ電話サービスは、特定FTTH事業者のサービス卸を利用して提供します。

(営業区域)

第6条 コミュファ光タイプJ電話サービスの営業区域は、別表1(営業区域)に定めるところによります。

第3章 コミュファ光タイプJ電話契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 コミュファ光タイプJ電話契約には、次の種別があります。

- (1)第1種契約
- (2)第2種契約

第2節 コミュファ光タイプJ電話契約

(契約の単位)

第8条 当社は、1の契約者回線ごとに1のコミュファ光タイプJ電話契約を締結します。この場合において、契約者は、1のコミュファ光タイプJ電話契約につき1人に限ります。

(コミュファ光タイプJ電話契約申込の方法)

第9条 コミュファ光タイプJ電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うコミュファ光タイプJ電話サービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の規定によりコミュファ光タイプJ電話契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

3 第1項の規定によりコミュファ光タイプJ電話の申込みをする者は、現にIP通信網契約を締結している場合、または現にIP通信網契約を締結し、次表の左欄の契約を解除すると同時に、当社が別に定める方法により新たに右欄のIP通信網契約の申込みをする場合に限り、コミュファ光タイプJ電話契約を申込むことができます。

現に締結しているIP通信網契約	新たに申込みするIP通信網契約
第1種契約	第2種契約
第2種契約	第1種契約

(コミュファ光タイプJ電話契約申込の承諾)

第10条 当社は、コミュファ光タイプJ電話契約の申込みがあった場合は、受けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、契約者回線の終端の場所が別表1(営業区域)に規定する営業区域内(収容コミュフ

ア光タイプJ電話サービス取扱所を除きます。)となる場合に限り、その申込みを承諾します。

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、そのコミュファ光タイプJ電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1)コミュファ光タイプJ電話契約の申込みと同時に、IP通信網契約の申込を行わず、コミュファ光タイプJ電話契約の申込を行うとき。
- (2)コミュファ光タイプJ電話契約に係る契約者名義とIP通信網契約に係る契約者名義が異なるとき。
- (3)コミュファ光タイプJ電話契約の申込みをした者がコミュファ光タイプJ電話サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第46条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第46条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第30条(利用停止)、第46条(債権の譲渡等)、第47条(当社の維持責任)及び料金表第2表(工事費)において同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4)コミュファ光タイプJ電話契約の申込みをした者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のコミュファ光タイプJ電話サービス又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務(それぞれの契約約款に規定するものをいいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5)第55条(利用に係る契約者の義務)又は第56条(利用上の制限)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6)コミュファ光タイプJ電話契約の申込みをした者と当社との間で締結しているコミュファ光タイプJ電話サービスに係る契約の数が、当社が別に定める数を超えることとなるとき。
- (7)第9条(コミュファ光タイプJ電話契約申込の方法)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、コミュファ光タイプJ電話契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (8)コミュファ光タイプJ電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (9)特定FTTH事業者がそのコミュファ光タイプJ電話契約の申込みを承諾しないとき。
- (10)当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (11)その他当社が不適当と判断したとき。

(契約者回線番号)

第11条 コミュファ光タイプJ電話サービスの契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

2 契約者回線の移転により、その契約者回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、コミュファ光タイプJ電話サービスの契約者回線番号を変更することができます。

4 前2項の規定により、コミュファ光タイプJ電話サービスの契約者回線番号を変更する場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(請求による契約者回線番号の変更)

第12条 契約者は、迷惑電話(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。)又は間違い電話(現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。)を防止するために、契約者回線番号を変更しようとする場合に限り、契約者回線番号の変更を当社に請求することができます。この場合において、契約者は、当社が別途指定するコミュファ光タイプJ電話サービス取扱所に当社所定の方法によりその変更を申し出ていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

(コミュファ光タイプJ電話サービスの利用の一時中断)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、コミュファ光タイプJ電話サービスの利用の一時中断(その契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(契約者が行うコミュファ光タイプJ電話契約の解除)

第14条 契約者は、コミュファ光タイプJ電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が別途指定するコミュファ光タイプJ電話サービス取扱所に当社が別に定める方法により通知していただきます。

2 当社は、契約者からIP通信網契約の解除の通知があった場合は、コミュファ光タイプJ電話契約についても解除の通知があったものとみなして取り扱います。

(契約者が行うIP通信網契約の初期契約解除によるコミュファ光タイプJ電話契約の解除)

第14条の2 当社は、IP通信網契約の初期契約解除(IP通信網契約款第14条の2第1項に規定するものをいいます。)があった場合は、コミュファ光タイプJ電話契約についても解除の通知があったものとみなして取り扱います。

この場合において、そのコミュファ光タイプJ電話サービスの料金その他の債務及びコミュファ光タイプJ電話契約に関するその他の取扱いは、事業法第26条の3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

(当社が行うコミュファ光タイプJ電話契約の解除)

第15条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、そのコミュファ光タイプJ電話契約を解除することがあります。

- (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、コミュファ光タイプJ電話サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第47条(債権の譲渡等)の規定により、当社がコミュファ光タイプJ電話サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者(第46条に規定するものをいいます。)へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき(請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)を含みます。以下この条において同じとします。)。
- (2)コミュファ光タイプJ電話サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3)別記2(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
- (4)契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のコミュファ光タイプJ電話サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5)第55条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6)契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7)契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- (8)その契約者回線について、IP通信網契約の解除があったとき。
- (9)契約者回線の終端が、特定FTTH事業者の特定音声IP約款に定める音声利用IP通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (10)コミュファ光タイプJ電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (11)前10号のほか、この約款の規定に反する行為であってコミュファ光タイプJ電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、第30条(利用停止)第1項の規定によりコミュファ光タイプJ電話サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのコミュファ光タイプJ電話契約を解除することができます。
- 3 当社は、前項の規定によるほか、契約者がコミュファ光タイプJ電話サービスに必要な工事の遂行または手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めた場合には、そのコミュファ光タイプJ電話契約を解除します。

- 4 当社は、前3項の規定により、そのコミュファ光タイプJ電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 5 当社は、前4項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのコミュファ光タイプJ電話契約に係るコミュファ光タイプJ電話サービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってそのコミュファ光タイプJ電話契約を解除するものとします。

第4章 契約者回線の態様等

(契約者回線の終端)

第16条 当社は、契約者が指定した住所内の建物又は工作物において、特定FTTH事業者の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。この場合において、当社は、回線終端装置等を設置した場所を設置場所住所として登録します。

2 当社は、前項の地点(その地点が当社のコミュファ光タイプJ電話サービス取扱所内となる場合を除きます。)を定めるときは、契約者と協議します。

(契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第17条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。

(1)契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2)当社がコミュファ光タイプJ電話契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3)契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

(収容コミュファ光タイプJ電話サービス取扱所の変更)

第18条 契約者回線等は、特定FTTH事業者の定めるところによりコミュファ光タイプJ電話サービス取扱所交換設備に収容されます。

2 特定FTTH事業者の事由により、収容コミュファ光タイプJ電話サービス取扱所が変更されることがあります。

3 当社は、前項の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定により、収容コミュファ光タイプJ電話サービス取扱所が変更されることがあります。

(契約者回線の移転)

第19条 契約者は、別表1(営業区域)に規定する営業区域において、そのコミュファ光タイプJ電話契約に係る営業区域内に限り契約者回線の移転を請求することができます。

2 前項の規定により移転の請求をする者は、当社が移転先住所を確認するための書類(当社が別に定めるものとします。)を提示していただきます。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条(コミュファ光タイプJ電話契約申込の方法)及び
第10条(コミュファ光タイプJ電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、別表2(付加機能)に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

2 当社は、次表に定める付加機能については、前項の規定にかかわらず、契約者(基本使用料の料金種別がコミュファ光タイプJ電話パックのものに限ります。)から請求があつたものとみなして取り扱います。

番号表示機能(タイプⅡ)、番号通知要請機能(タイプⅡ)、割込通話機能(タイプⅡ)、着信転送機能(タイプⅡ)、迷惑電話撃退機能(タイプⅡ)、着信お知らせメール機能(タイプⅡ)

(コミュファ光タイプJ電話サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第21条 当社は、コミュファ光タイプJ電話サービスの利用の一時中断があつたときは、その契約者回線について、付加機能(当社が別に定めるものを除きます。)の利用の一時中断を行います。

ただし、災害又は当社の設備上の都合により契約者がその付加機能を利用することが止むを得ない場合であつて、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りでありません。

(基本使用料の料金種別の変更があつた場合の取扱い)

第22条 当社は、基本使用料の料金種別の変更(コミュファ光タイプJ電話パックからコミュファ光タイプJ電話への変更に限ります。)があつたときは、その契約者回線について、第20条(付加機能の提供)第2項の表に定める付加機能の廃止があつたものとみなして取り扱います。

第6章 自営端末設備の接続

(自営端末設備の接続)

第23条 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備(端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器)技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器に限ります。以下同じとします。)を接続することができます。

2 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第24条 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

第7章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第25条 契約者は、次の場合を除いて、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、接続することができます。

- (1)その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (2)その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3)特定FTTH事業者がその接続を認めないとき。

2 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督していただきます。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第26条 契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第24条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

第8章 端末設備の貸与

(端末設備の貸与)

第27条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を貸与します。

ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。

(端末設備の返還)

第28条 当社の端末設備の貸与を受けている契約者は、端末設備の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その端末設備を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。

- (1)そのコミュファ光タイプJ電話契約の解除があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)。
- (2)コミュファ光タイプJ電話契約の内容の変更等に伴い、そのコミュファ光タイプJ電話契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。
- (3)その他当社が定める事由に該当するとき。

第9章 利用中止等

(利用中止)

第29条 当社は、次の場合には、コミュファ光タイプJ電話サービスの利用の一部又は全部を中止することができます。

- (1)当社又は特定FTTH事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2)第31条(通信利用の制限等)の規定により、コミュファ光タイプJ電話サービスの利用を制限するとき。
- (3)コミュファ光タイプJ電話サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (4)特定の契約者回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (5)IP通信網サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定によりコミュファ光タイプJ電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が指定するホームページにおいてお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合又は特定FTTH事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

3 第1項に規定するほか、コミュファ光タイプJ電話サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、そのコミュファ光タイプJ電話サービスの利用を中止することがあります。

(利用停止)

第30条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのコミュファ光タイプJ電話サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったコミュファ光タイプJ電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われたことを当社が知った日以降の当社が指定する日までの間)、そのコミュファ光タイプJ電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1)料金その他の債務について、支払期日までに支払わないとき(第47条(債権の譲渡等)の規定により、当社がコミュファ光タイプJ電話サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者(第47条に規定するものをいいます。)へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき(請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)を含みます。以下の条において同じとします。)。
- (2)コミュファ光タイプJ電話サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

- (3)別記2(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
- (4)契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のコミュファ光タイプJ電話サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5)第23条(自営端末設備の接続)、第24条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)、第25条(自営電気通信設備の接続)、第26条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)、第55条(利用に係る契約者の義務)又は第56条(利用上の制限)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6)契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7)契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- (8)前8号のほか、この約款の規定に反する行為であってコミュファ光タイプJ電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりコミュファ光タイプJ電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
ただし、本条第1項第5号から第7号又は第9号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第10章 通信

(通信利用の制限等)

第31条 コミュファ光タイプJ電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。

この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当社又は特定FTTH事業者が必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(特定FTTH事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)を行うことがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記5に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 前2項に規定するほか、契約者は、特定FTTH事業者又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、そのコミュファ光タイプJ電話サービスを利用できないことがあります。

(通信時間等の制限)

第32条 前条第31条(通信利用の制限等)の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することができます。

(通信時間の測定等)

第33条 通信時間の測定等については、料金表第1表第3(通信料)に定めるところによります。

(国際通信の取扱い地域)

第34条 国際通信の取扱い地域は、料金表第1表第3(通信料)に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第35条 契約者回線からの通話については、その契約者回線に係る契約者の契約者回線番号を、着信先の契約者回線又は電気通信回線へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りでありません。

(1)通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話

(2)契約者回線番号非通知(契約者の請求により、契約者回線から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線又は電気通信回線へ通知しないことをいいます。以下同じとします。)の扱いを受けている契約者回線から行う通話(当社が別に定める方法により行う通話を除きます。)

2 前項の規定により、その契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線又は電気通信回線へ通知しない扱いとした通話について、着信先の契約者回線又は電気通信回線が当社が別に定める付加機能を利用している場合は、その通話が制限されます。

3 前項の規定にかかわらず、電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通話については、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び契約者回線の終端の場所を、その着信先の機関へ通知することができます。

ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りでありません。

4 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線又は電気通信回線へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、第51条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

5 契約者は、前4項の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

(注1)本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通話は、通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話とします。

(注2)本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、番号通知要請機能とします。

第11章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第36条 当社が提供するコミュファ光タイプJ電話サービスの料金は、基本使用料、付加機能利用料、通信料、端末設備使用料、ユニバーサルサービス料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するコミュファ光タイプJ電話サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第37条 契約者は、次表の左欄に規定する期間について、それぞれ同表の右欄に規定する料金の支払いを要します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

支払いをする期間	支払いをする料金
その契約に基づいて当社がコミュファ光タイプJ電話サービスの提供を開始した日から起算してコミュファ光タイプJ電話契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)	料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金
その契約に基づいて当社が付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)	料金表第1表第2(付加機能利用料)に規定する料金
端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間(貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)	料金表第1表第4(端末設備使用料)に規定する料金

2 前項の期間において、利用停止等によりコミュファ光タイプJ電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能利用料及び端末設備使用料(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。

- (1)利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (3)前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、コミュファ光タイプJ電話サービスを利

用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのコミュファ光タイプJ電話サービスを全く利用できない状態(そのコミュファ光タイプJ電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコミュファ光タイプJ電話サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのコミュファ光タイプJ電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのコミュファ光タイプJ電話サービスについての料金
3 第19条(契約者回線の移転)に規定する移転に伴って、コミュファ光タイプJ電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により、コミュファ光タイプJ電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数(29日を上限とします。)に対応するそのコミュファ光タイプJ電話サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(通信料の支払義務)

第38条 契約者は、契約者回線から行った通信(その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した通信料の支払いを要します。

2 前項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

3 前2項の規定にかかわらず、通信料について、料金表第1表第1(基本使用料)又は同表第3(通信料)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信の料

金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第3(通信料)に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を斟酌するものとします。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第39条 コミュファ光タイプJ電話契約者は、コミュファ光タイプJ電話サービスの提供を受けている場合、料金表第5(ユニバーサルサービス料)の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第40条 契約者は、コミュファ光タイプJ電話サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第6(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのコミュファ光タイプJ電話サービスに係る手続きの着手前にその請求の取り消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費等の支払義務)

第41条 契約者は、コミュファ光タイプJ電話サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算等)

第42条 料金及び工事費の計算方法、料金及び工事費の支払方法並びに料金その他の取扱いに関しては、料金表通則に定めるところによります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第43条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第44条 契約者は、料金その他の債務(第46条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第45条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第4節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

第45条 契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

第5節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

第46条 契約者は、当社がコミュファ光タイプJ電話サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名及び住所、料金の支払方法等の情報(請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)、第30条(利用停止)の規定に基づきそのコミュファ光タイプJ電話サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報(請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3 契約者は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。)を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第12章 保守

(当社の維持責任)

第47条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第48条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第49条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定FTTH事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が指定するコミュファ光タ イプJ電話サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第31条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により特定FTTH事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの

	海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記5に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者回線収容部または契約者回線番号を変更することがあります。

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第51条 当社は、コミュファ光タイプJ電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコミュファ光タイプJ電話サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、特定FTTH事業者又は協定事業者が、特定FTTH事業者又は協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。

2 前項の場合において、当社は、コミュファ光タイプJ電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連續した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコミュファ光タイプJ電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1)料金表第1表第1(基本使用料)に規定する基本使用料、第2(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料及び第4(端末設備使用料)に規定する端末設備使用料
- (2)料金表第1表第3(通信料)に規定する通信料(コミュファ光タイプJ電話サービスを全く利用できない状態が連續した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりコミュファ光タイプJ電話サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いについて料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(注)本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、コミュファ光タイプJ電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(免責)

第52条 当社は、コミュファ光タイプJ電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第14章 雜則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第53条 コミュファ光タイプJ電話契約の申込みの承諾を受けた者は、別記6に定める協定事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記6に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。

ただし、契約者からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第54条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社又は特定FTTH事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第55条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1)故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又はコミュファ光タイプJ電話サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2)故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (3)コミュファ光タイプJ電話契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずししないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (4)コミュファ光タイプJ電話契約に基づき設置した電気通信設備及び第27条(端末設備の貸与)の規定により当社が貸与した端末設備を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条

その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(5)通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(6)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、コミュファ光タイプJ電話契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(7)端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。

(8)コミュファ光タイプJ電話契約に基づき設置した電気通信設備及び第27条の規定により当社が貸与した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(9)電気通信設備に著しく負荷を与える等により、サービス卸を利用するその他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。

(10)コミュファ光タイプJ電話サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは第27条の規定により当社が貸与した端末設備を亡失、毀損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、当社は、その必要な費用の請求を、当社が提供する電気通信サービスの料金に合算して請求する場合があります。

(利用上の制限)

第56条 当社は、契約者が、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次表に定める方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で通信を行うことを禁じます。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーライン方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者の氏名の通知等)

第57条 契約者は、協定事業者(その契約者と他社相互接続通信(協定事業者の電気通信設備

に係る通信をいいます。以下同じとします。)に係る契約を締結している者に限ります。)から請求があつたときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

- 2 相互接続通信(別表2に定める着信お知らせメール機能又はFAXお知らせメール機能により、その相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。)に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。
- 3 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。)は、その契約者回線(別表2に定める着信お知らせメール機能又はFAXお知らせメール機能の提供を受けるものに限ります。)への着信があつた場合、その通信があつた日時、その通信に係る発信電話番号等(電気通信番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他別表2に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。
- 4 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。)は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託によりコミュファ光タイプJ電話サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 5 契約者は、当社が、第46条(債権の譲渡等)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所、料金の支払方法及び契約者回線番号等の情報(請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であつて、当社が別に定めるものに限ります。)、第30条(利用停止)の規定に基づきそのコミュファ光タイプJ電話サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 6 契約者は、当社が第46条(債権の譲渡等)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がそのコミュファ光タイプJ電話サービスに係る債権に関する料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(特定FTTH事業者への氏名の通知等)

第58条 契約者は、特定FTTH事業者から当社に請求があつたときは、当社が契約者(その者の契約者回線が特定FTTH事業者の提供する電気通信サービスに係る場合に限ります。以下この項において同じとします。)の氏名、住所及び通信履歴等(通信が行われた時刻等料金請求その他コミュファ光タイプJ電話サービスの提供に必要な情報をいいます。以下同じとします。)をその特定FTTH事業者に通知する場合があることについて、予め同意するものとします。

- 2 契約者は、特定FTTH事業者が次の各号において、前項に基づき特定FTTH事業者が保有する契約者の情報を第三者(契約者が契約を締結している電気通信事業者又は特定FTTH事業者のIP通信網サービス契約約款に定める特定事業者に限ります。以下この項において同じとし

ます。)に開示する場合があることについて予め同意するものとします。

- (1)第三者から請求があった場合における、通信履歴等その契約者に関する情報の開示
- (2)特定FTTH事業者の委託によりコミュファ光タイプJ電話サービスに関する業務を行う電気通信事業者への通信履歴等その契約者に関する情報の開示
- (3)判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

(協定事業者からの通知)

第59条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(電話帳の普通掲載)

第60条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線番号又は追加番号(別表2(付加機能)に定める追加番号をいいます。以下同じとします。)1番号ごとに、当社が別に定めるところにより、普通掲載としてその契約者番号又は追加番号及び次の事項を電話帳(特定FTTH事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)掲載します。

- (1)契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
 - (2)契約者又はその契約者が指定する者の職業(特定FTTH事業者が定める職業区分によるものとします。)のうち1
 - (3)契約者回線の終端のある場所(契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者続回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求のあった場所)
- 2 前項に規定する事項は、特定FTTH事業者が定める形式に従って掲載します。
- 3 当社は、その普通掲載が特定FTTH事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、第1項の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

(電話帳の掲載省略)

第61条 当社は、前条の規定にかかわらず、契約者回線に通話等の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、前条第1項に規定する事項に加えてその端末設備の種類について特定FTTH事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて特定FTTH事業者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略することができます。

2 当社は、前項の場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

(電話帳の重複掲載)

第62条 当社は、契約者から、普通掲載のほか、第60条(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事

項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

- (1)氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものをお除きます。)又は商品名による掲載
 - (2)普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- 2 前項に規定する事項は、特定FTTH事業者が定める形式に従って掲載します。
- 3 当社は、その重複掲載が特定FTTH事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、第1項の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。
- 4 契約者は、第1項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表(重複掲載料)に規定する料金の支払いを要します。

(番号案内)

第63条 当社は、特定FTTH事業者が提供する電話番号案内への接続により契約者回線番号その他電気通信番号を案内(以下「番号案内」といいます。)します。

ただし、電話帳への掲載を省略されているもの(契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については、番号案内を行いません。

- 2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、特定FTTH事業者の契約約款の定めに準じて取り扱います。
- 3 契約者は、その契約者回線から利用した番号案内(その契約者以外の者が利用した場合を含みます。)について、料金表第3表(番号案内料)に規定する番号案内料の支払いを要します。

(番号情報の提供)

第64条 当社は、番号情報の提供については、特定FTTH事業者の契約約款の定めに準じて取り扱います。

(プライバシーポリシー)

第65条 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。

- 2 前項に規定するプライバシーポリシーは、当社の指定するホームページ等において公表します。

(契約者認証)

第66条 当社は、当社が別に定める認証方式により、契約内容の変更その他の請求等があった場合は、その請求等は契約者が行ったものとして取り扱います。

(合意管轄)

第67条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第68条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第15章 附帯サービス

(附帯サービス)

第69条 コミュファ光タイプJ電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 契約者の地位の承継

- (1)相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人(以下この条において「相続人等」といいます。)は、当社所定の書面に相続等があつたことを証明する書類を添えて当社が別途指定するコミュファ光タイプJ電話サービス取扱所に届け出でいただきます。
- (2)前号の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて届け出でいただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3)前号の規定による代表者からの届出があるまでの間、当社は、相続人等の1人を契約者として取り扱います。
- (4)前3号の規定に規定にかかわらず、契約者の地位の承継においてその届出がないときは、当社は、その契約者回線に係るIP通信網契約に係る契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があつたものとみなして取り扱います。

2 契約者の氏名等の変更の届出

- (1)契約者は、その氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があつたときは、そのことを速やかに当社が別途指定するコミュファ光タイプJ電話サービス取扱所に届け出でいただきます。
- (2)前号の届出があつたときは、当社は、その届出のあつた事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3)契約者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更についてその届出があつたときは、当社は、当社に届出を受けている契約者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先とみなして取り扱います。
- (4)契約者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更についてその届出があつたときは、第15条(当社が行う契約の解除)、第29条(利用中止)、第30条(利用停止)に規定する通知(料金表に規定するそれらに相当する通知を含みます。)については、当社は、当社に届出を受けている氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行つたものとみなします。

3 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

- (1)特定FTTH事業者が提供する時報サービスは、次のとおりとします。

区別	内容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

- (2)特定FTTH事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。

区分	内容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

(3)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

区分	内容	電気通信番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める電話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171

(4)時報サービス及び天気予報サービスは、1の音声通信について、時報又は天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その音声通信を打ち切ります。

4 特定FTTH事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、コミュファ光タイプJ電話サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、特定FTTH事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行う場合があります。

5 新聞社等の基準

区分	基準
1新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議すること イ 発行部数が、1の題号について8,000 部以上であること。
2放送事業者	電波法(昭和25 年法律第131 号)の規定により放送局の免許を受けた者
3通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

6 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる提携事業者	締結する利用目的
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約

7 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容

1端末系事業者	電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者(西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。)
3携帯電話事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者
4PHS事業者	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者
5無線呼出し事業者	無線呼出し事業者無線設備規則第49条の5に規定する無繩呼出し通信を行う電気通信事業者
6IP電話事業者	電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

8 事業者変更に伴う契約者回線番号の取り扱い

- ア 第11条(契約者回線番号)第1項により当社が定める契約者回線番号について、契約者がそのコミュファ光タイプJ電話契約を解除しようとする場合であって、事業者変更(契約者回線番号を変更することなく、コミュファ光タイプJ電話契約提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。ただし、契約者がその契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合又は解除しようとするコミュファ光タイプJ電話契約に係る契約者回線について、コミュファ光タイプJ電話サービスの利用の一時休止を行っている場合は、この申出を行うことはできません。
- イ 当社は、アの規定に基づき契約者から申出があったときは、事業者変更に係る手続きに必要となる番号を発行します。
- ウ 当社がイの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して15日間が経過したときに無効となります。
- エ 契約者は、当社がウの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- オ 事業者変更を希望する者は、当社がその手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その事業者変更に関わる電気通信事業者及び特定FTTH事業者との間で、その契約者回線番号に係る契約の契約者の氏名、設置先住所、利用中のサービス等当社がイの規定により発行する番号若しくは電気通信事業者及び特定FTTH事業者が発行する番号等

その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することを承諾していただきます。カ ウの規定に基づき発行する番号をもって、契約者がその事業者変更に必要な電気通信事業者との間で手続きが完了した日をコミュファ光タイプJ電話契約の終了日とします。契約者は、事業者変更が完了した場合、料金表第6に規定する事業者変更転出手数料を当社に支払うことを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、この約款に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は料金月に従って計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日(当社がコミュファ光タイプJ電話契約ごとに定める毎歴月の一定の日をいいます。以下同じとします。)を変更することがあります。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1)第37条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (2)起算日の変更があったとき。
- 5 前項の規定による月額料金の日割は、その料金月により含まれる日数により行います。この場合、第37条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 7 当社は、IP通信網サービスに関する請求及び通信料明細等に係る情報(以下この通則において「請求額情報」といいます。)について、請求データ蓄積装置(請求額情報を蓄積するための当社及び請求事業者の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データによる通知を行います。
- 8 当社は、前項に規定する請求データ蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことを持って、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。
- 9 当社は、この取扱いについて、当社の責めによらない理由により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(料金等の支払い)

10 契約者は、料金その他の債務について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金その他の債務(第46条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものと除きます。)について、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

11 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

12 当社は、当社及び請求事業者に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(少額料金の翌月請求)

13 当社は、その料金月に請求することとなる料金の合計額が、当社が別に定める額に満たないときは、その料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(消費税相当額の加算)

14 この約款に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

ただし、料金表に定める国際通信に係る利用料については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金その他の債務を減免することができます。

16 当社は、前項の規定により料金その他の債務の減免を行ったときは、当社が別に定める方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第37条(基本使用料等の支払義務)の規定によるほか、次のとお

りとします。

基本使用料の適用	
(1)コムファ光タイプJ電話契約の基本使用料の適用	<p>ア コムファ光タイプJ電話サービスの基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>■ 基本使用料の料金種別</p> <p>■ コムファ光タイプJ電話</p> <p>■ コムファ光タイプJ電話パック</p> <p>イ 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ウ 契約者は、基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。この場合において、その請求を当社が承諾した日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
コムファ光タイプJ電話	300円(330円)
コムファ光タイプJ電話パック	1,020円(1,122円)

2-2 第2種契約に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
コムファ光タイプJ電話	300円(330円)
コムファ光タイプJ電話パック	1,020円(1,122円)

第2 付加機能使用料

1 料金額

各単位ごとに月額

区分	単位	料金額
番号表示機能 (発信者番号表示サービス)	タイプI	1コムファ光タイプJ電話契約ごとに (440円)
	タイプII	-
番号通知要請機能 (非通知着信拒否サービス)	タイプI	1コムファ光タイプJ電話契約ごとに (220円)

ス)	タイプⅡ	-	-
割込通話機能 (割込電話サービス)	タイプⅠ	1コミュファ光タイプJ電話契約ごとに	300円 (330円)
	タイプⅡ	-	-
着信転送機能 (転送電話サービス)	タイプⅠ	1コミュファ光タイプJ電話契約ごとに	500円 (550円)
	タイプⅡ	-	-
迷惑電話撃退機能 (迷惑電話登録サービス)	タイプⅠ	個別撃退	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに
		一括撃退	1コミュファ光タイプJ電話契約ごとに
	タイプⅡ	個別撃退	1追加番号ごとに
		一括撃退	-
着信お知らせメール機能 (不在着信通知メールサービス)	タイプⅠ	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	100円 (110円)
	タイプⅡ	1追加番号ごとに	100円 (110円)
FAXお知らせメール機能 (FAXお知らせメール)		1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	100円 (110円)
複数チャネル機能 (複数チャネルサービス「プラスチャネル」)		1コミュファ光タイプJ電話契約ごとに	200円 (220円)
追加番号機能 (追加番号サービス「プラスナンバー」)		1追加番号ごとに	100円 (110円)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用については、第38条(通信料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

通信料の適用							
(1)国内通信の種別	国内通信には、次の種類があります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td><td>2から6以外のもの</td></tr> <tr> <td>2 移動体通信</td><td>携帯電話設備(協定事業者が設置する電気通信</td></tr> </tbody> </table>	種類	内容	1 一般通信	2から6以外のもの	2 移動体通信	携帯電話設備(協定事業者が設置する電気通信
種類	内容						
1 一般通信	2から6以外のもの						
2 移動体通信	携帯電話設備(協定事業者が設置する電気通信						

		設備であって、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。)に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信				
	3 PHS 通信	PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。)に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信				
	4 無線呼び出し通信	無線呼出し設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第5号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信				
	5 IP 電話通信	IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1項第 10 号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信				
	6 公衆通信	契約者回線と公衆電話の電話機等(特定電話約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はデジタル公衆電話サービスの電話機等(特定デジタル約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)との間の通信				
(2)県内通信及び 県間通信に係る 通信料 の適用	当社は、一般通信及び公衆通信の通信料を適用するため、一般通信及び公衆通信について、次のとおり区分します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内通信</td><td>契約者回線の終端と同一の都道府県の区域内における契約者回線の終端、特定FTTH事業者の提供する回線等の終端、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、公衆電話の電話機等又は公衆電話サービスの電話機等との</td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	県内通信	契約者回線の終端と同一の都道府県の区域内における契約者回線の終端、特定FTTH事業者の提供する回線等の終端、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、公衆電話の電話機等又は公衆電話サービスの電話機等との
区分	内容					
県内通信	契約者回線の終端と同一の都道府県の区域内における契約者回線の終端、特定FTTH事業者の提供する回線等の終端、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、公衆電話の電話機等又は公衆電話サービスの電話機等との					

		間の通信
	県間通信	県内通信以外のもの
(3)区域内通信及び区域外通信の適用	当社は、PHS通信の通信料を適用するため、PHS通信について、次により区分します。	
	区分	内容
	区域内通信	PHS設備(契約者回線の終端、特定FTTH事業者の提供する回線等が設置されている場所が所属する単位料金区域(特定電話約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。)と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けたためのPHS設備とします。以下同じとします。)に接続された移動無線装置とします。)との間の通信
	区域外通信	区域内通信以外のもの
(4)通信時間の測定等	ア 通信時間は、双方の電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、特定FTTH事業者の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。 イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。 (ア)回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間 (イ)回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間 ウ アの場合に、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。 (ア)双方の電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間 (イ)最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をでき	

	<p>ない状態にした時刻までの時間</p> <p>(ウ)(ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻まで</p> <p>エ 双方の電気通信回線を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等(その通信に係る同時通信数が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。)に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ2(料金額)に規定する通信料を適用します。</p> <p>ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料を適用します。</p>
5)通信地域間距離の測定方法	<p>通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 当社は、全国の区域を一辺2kmの正方形に区分し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。)にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、契約者回線の終端(回線收容部に收容されるもの以外のものとします。)又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画又はPHS事業者に係る移動無線装置が接続された無線基地局設備のある場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とします。</p> <p>ウ 通信地域間距離の測定に関するその他の適用については特定電話約款に規定する通話地域間距離の測定方法に準ずるものとします。</p>
(6)無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用	無線呼出し事業者等に係る相互接続通信(無線呼出し通信に係るものと除きます。)の料金については、無線呼出し事業者等に係る相互接続点を特定電話約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。
(7)特定FTTH事業者の機器の故障等により正しく算定することがで	<p>特定FTTH事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日(初日が</p>

きなかった場合の通信料金の取扱い	<p>確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額 (注)イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1)過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2)過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金又は故障等の回復後の7日間ににおける1日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>								
8)コムファ光タイプJ電話パックに係る特定通信に関する通信料の適用	<p>ア 当社は、契約者回線(基本使用料の料金種別がコムファ光タイプJ電話パックのものに限ります。)からの通信(ウに定めるものに限ります。以下この欄において「控除対象通信」といいます。)に関する料金について、2(料金額)に定める料金額により算定した額(以下この欄において「算定額」といいます。)から次表に定める控除可能額を差し引いた額(算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を適用する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。</p> <p style="text-align: center;">1コムファ光タイプJ電話契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="473 1596 1345 1702"> <thead> <tr> <th data-bbox="473 1596 906 1641">区分</th> <th data-bbox="906 1596 1345 1641">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="473 1641 906 1702">控除可能額</td> <td data-bbox="906 1641 1345 1702">480円(528円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本取扱いを受ける契約者は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p style="text-align: center;">1コムファ光タイプJ電話契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="473 1843 1345 1949"> <thead> <tr> <th data-bbox="473 1843 906 1888">区分</th> <th data-bbox="906 1843 1345 1888">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="473 1888 906 1949">定額通信料</td> <td data-bbox="906 1888 1345 1949">480円(528円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 控除対象通信は、国内通信(一般通信に限ります。)であって、次に該</p>	区分	料金額	控除可能額	480円(528円)	区分	料金額	定額通信料	480円(528円)
区分	料金額								
控除可能額	480円(528円)								
区分	料金額								
定額通信料	480円(528円)								

当しないものに限ります。

(ア)相互接続通信(当社が別に定めるものを除きます。)

(イ)当社が別に定める付加機能等(協定事業者が提供するものを含みます。)を利用して行う通信

(ウ)2(料金額)の2-1の(1)のウ欄に定める通信

エ 本取扱いの適用の開始は、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 コミュファ光タイプJ電話サービス(基本使用料の料金種別がコミュファ光タイプJ電話パックのものに限ります。)の提供の開始があつたとき	コミュファ光タイプJ電話サービスの提供の開始があつた日を含む料金月の翌料金月
2 コミュファ光タイプJ電話からコミュファ光タイプJ電話パックへの基本使用料の料金種別の変更があつたとき	基本使用料の料金種別の変更があつた日を含む料金月の翌料金月
3 契約者回線の移転に伴い契約者回線番号の変更があつたとき。	契約者回線番号の変更があつた日を含む料金月の翌料金月

オ 本取扱いの適用の廃止は、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 コミュファ光タイプJ電話契約の解除があつたとき。	契約解除日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
2 コミュファ光タイプJ電話パックからコミュファ光タイプJ電話への基本使用料の料金種別の変更があつたとき	基本使用料の料金種別の変更があつた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
3 契約者回線の移転に伴い契約者回線番号の変更があつたとき。	契約者回線番号の変更があつた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。

カ 本取扱いを受ける契約者は、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、イに規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわた

	つて、コミュファ光タイプJ電話サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りでありません。 キ イに規定する定額通信料については、日割りを行いません。
(9)付加機能等の利用に係る通信料の適用	契約者回線から特定FTTH事業者の電気通信回線(特定電話約款又は特定ディジタル約款に定める付加機能であって当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。)への通信に関する料金の適用については、それぞれ特定電話約款又は特定ディジタル約款に定めるところによります。
(10)特定電話約款又は特定ディジタル約款	国際通信に係る着信先の地域については、契約者回線から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。
(11)本邦とインマールサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマールサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。
(12)国内通信に関する料金の減免	次の通信については、第38条(通信料の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信 イ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社又は特定FTTH事業者が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものへの通信

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1)(2)又は(3)以外のもの

区分	単位	料金額
ア その通信に係る通信種別がおおむね3kHz の帯域の音声その他の音響のみであって、1のチャネルにおける同時通信数が1のもの	3分までごとに	8 円(8.8 円)
イ その通信に係る通信種別が高音質通話に	3分までごとに	8 円(8.8 円)

係る音声その他の音響のみであって、1のチャネルにおける同時通信数が1のもの			
ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるもの	伝送速度が64kbit/sまでのもの	30秒までごとに	1円(1.1円)
	伝送速度が64kbit/sを超えて512kbit/sまでのもの	30秒までごとに	1.5円(1.65円)
	伝送速度が512kbit/sを超えて1Mbit/sまでのもの	30秒までごとに	2円(2.2円)
	伝送速度が1Mbit/sを超えて2.6Mbit/sまでのもの	3分までごとに	15円(16.5円)
	伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの	3分までごとに	100円(110円)
エ ア～ウ以外のもの	伝送速度が2.6Mbit/sまでのもの	3分までごとに	15円(16.5円)
	伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの	3分までごとに	100円(110円)
備考			
1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。			
2 イからエに規定する通信については、契約者回線又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。			

(2)移動体通信に係るもの

区分	単位	料金額
電気通信サービスに係る電気通信設備との通信で通話のみのもの	1分までごとに	18円(19.8円)
備考		
当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。		

(3)IP電話通信、PHS通信、無線呼出し通信及び公衆通信(フリーアクセス通信に係るものに限ります。)に係るもの

ア IP電話通信に係るもの

区分	単位	料金額

IP 電話設備への着信に係るもの	3 分までごとに	8 円(8.8 円)
------------------	----------	------------

イ PHS通信に係るもの

区分	単位	料金額
PHS事業者への発信に係るもの	90 秒までごとに	20 円(22 円)

ウ 無線呼出し通信に係るもの

区分	料金額	
1の通信ごとに	40 円(44 円)	
上欄に定める料金額のほか	第 1 種契約に係るもの	45 秒までごとに 15 円(16.5 円)
	第2種契約に係るもの	40 秒までごとに 15 円(16.5 円)

エ 公衆通信(フリーアクセス通信に係るものに限ります。)に係るもの

区分	単位	料金額
県内通信	1分までごとに	20 円(22 円)
県間通信	1分までごとに	30 円(33 円)

2-2 国際通信に係るもの

区 分		(円)
取 扱 地 域		料金額 (1の通信ごとに、 60 秒までごとに)
アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	20 円
アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ、パレスチナ	30 円
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	48 円
アジア4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主义共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主义共和国、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国	80 円

アジア5	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、iran・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国	90 円
アジア6	東ティモール	127 円
アジア7	朝鮮民主主義人民共和国	130 円
アメリカ1	アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)、カナダ	8 円
アメリカ2	アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルト・リコ	40 円
アメリカ3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク	32 円
アメリカ4	オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92 円
アメリカ5	メキシコ合衆国	78 円
アメリカ6	フォークランド諸島	230 円
オセアニア1	ハワイ	8 円
オセアニア2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	40 円

オセアニア3	アメリカ領サモア、キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ツバル、トンガ王国、ニューカレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56 円
オセアニア4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国	64 円
オセアニア5	ノーフォーク島、パプアニューギニア独立国	80 円
オセアニア6	ナウル共和国、ソロモン諸島	160 円
オセアニア7	フランス領ワリス・フチュナ諸島	230 円
ヨーロッパ1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22 円
ヨーロッパ2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48 円
ヨーロッパ3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	64 円
ヨーロッパ4	モンテネグロ、コソボ共和国	142 円

アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スー ダン共和国、エスワティニ王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和 国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベ リア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72 円
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カ メルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和 国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ 民主共和国、シェラレオネ共和国、ジブチ共和国、セ ネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、 タンザニア連合共和国、チャド共和国、ナイジェリア連 邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカ ル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス 共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90 円
アフリカ3	ニジェール共和国、トーゴ共和国、南スー ダン共和国	128 円
アフリカ4	サントメ・プリンシペ民主共和国	257 円
インマルサット2	インマルサット-M(インド洋)、インマルサット-M(大 西洋西)、インマルサット-M(大西洋東)、インマルサ ット-M(太平洋)	364 円
インマルサット3	インマルサット-B(インド洋)、インマルサット-B(大 西洋西)、インマルサット-B(大西洋東)、インマルサ ット-B(太平洋)	308 円
インマルサット4	インマルサット-MINI M/F(インド洋)、インマルサット -MINI M/F(大西洋西)、インマルサット-MINI M/F (大西洋東)、インマルサット-MINI M/F(太平洋)、イ ンマルサットBGAN	250 円
インマルサット5	インマルサットBGANHSD	686 円
インマルサット6	インマルサットエアロ、インマルサット-M4-HSD /F-HSD	700 円
インマルサット7	インマルサット-MINI M/FRIET/M4	209 円
イリジウム	イリジウム	378 円

スラーヤ	スラーヤ	273 円
------	------	-------

第4 端末設備使用料

1 料金額

区分		料金額 1の端末設備ごとに月額
ルータ機能付回線接続装置 (ひかり電話ルータ)		210円(231円)
無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置 (ひかり電話ルータ(無線LAN対応))		350 円(385 円)
備考		
当社は、1の契約者につき1のルータ機能付回線接続装置又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を貸与します。		

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 39 条(ユニバーサルサービス料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
(1)ユニバーサルサービス料の適用	ユニバーサルサービス料は、1の契約者回線番号、追加番号及び着信課金番号ごとに適用します。

2 料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1の契約者回線番号、追加番号及び着信課金番号ごとに	3円(3.3円)
備考		
番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ(https://www.tca.or.jp/universalservice/)で公表します。		

第6 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 40 条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用

(1)手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	事業者変更転出手数料	事業者変更の申込をし、その事業者変更によってIP通信網契約が解除されたときに支払いを要する料金
(2)手続きに関する料金の減免	当社は、(1)欄及び2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。	

2 料金額

区分	単位	料金額
事業者変更転出手数料	1契約ごとに	3,000円(3,300円)
その他の手数料	—	別に算定する実費

第2表 工事費(工事費(附帯サービスの工事費を除きます)

1 適用

工事費の適用については、第41条(工事費等の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
(1)工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び時刻指定工事費を合計して算定します。
(2)基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(31,900円)を超える場合は29,000円(31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事(コミュ

	ファ光タイプJ電話約款又はコミュファ光タイプJテレビ規約に定める工事を含みます。)を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。												
(3)交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	<p>交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交換機等工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交換機等工事費</td> <td>取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>回線終端装置工事費</td> <td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築工事費</td> <td>契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。</td> </tr> <tr> <td>機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>配線保護工事費</td> <td>契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線保護の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費の適用	交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	配線経路構築工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。	機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。	配線保護工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線保護の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。
区分	交換機等工事費の適用												
交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。												
回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。												
配線経路構築工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。												
機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。												
配線保護工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線保護の工事を要すると当社が認めた場合に限り適用します。												
(4)移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。												
(5)別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用 (6)割増工事費の適用	<p>別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2(料金額)の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。</p> <p>ア 当社は、契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又はタイプ種別等の変更に関する工事(交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる場合を除きます。)を土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)に行ってほしい旨の申出があった場合(配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置工事費に</p>												

	<p>係る工事の施工日に限ります。)であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額3,000円を加算して適用します。</p> <p>イ 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があつた場合の工事費の額(2(料金額)に規定する加算額を除きます。)は、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日には、午前8時30分からから午後10時まで)とします。</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.3倍を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額</td></tr> <tr> <td>(2)午後10時から翌日の午前8時30分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.6倍を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 回線終端装置に関する工事とは別日に、配線経路構築工事費に係る工事のみを行つた場合は、その配線経路構築工事費の額は、本欄イの規定にかかわらず、次に掲げる額を適用します。</p> <p>(1)本欄イ(1)の場合は、配線経路構築の工事費に1.3倍を乗じた額</p> <p>(2)本欄イ(2)の場合は、配線経路構築の工事費に1.6倍を乗じた額</p> <p>エアからウに規定する場合の工事費は、移転等にかかわらず、新たな契約者回線の設置に関する工事費とみなして算定します。</p>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	(1)午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日には、午前8時30分からから午後10時まで)とします。	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.3倍を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額	(2)午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.6倍を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
(1)午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日には、午前8時30分からから午後10時まで)とします。	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.3倍を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額						
(2)午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.6倍を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額						
(7)時刻指定工事費の適用	<p>ア 契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。)に工事(交換機等工事のみの場合を除きます。)を行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき(その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかつた場合を含みます。)は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかつた場合は、この限りではありません。</p>						

	指定時刻	工事費の額	
		第1種契約に係るもの	第2種契約に係るもの
	午前9時から午後4時まで	11,000円(12,100円)	11,000円(12,100円)
	午後5時から午後9時まで	18,000円(19,800円)	20,000円(22,000円)
	午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円(30,800円)	30,000円(33,000円)
<p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事(コミュファ光タイプJ電話約款又はコミュファ光タイプJテレビ規約に定める工事を含みます。)を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
(8)工事費の減額適用	<p>ア 当社が別に定める光ネットサービス契約の契約者回線の移転に係る場合は、(2)基本工事費の適用に規定する工事費について、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日を除き、0円となるまでの額を減額します。</p> <p>イ アに定める減額適用を受ける場合、ウに定める最低利用期間があります。</p> <p>ウ 最低利用期間は、移転工事が完了した日を起算日として起算日を含め730日目までとします。</p> <p>エ 契約者は、最低利用期間内に光ネットサービスを解約した場合には、アの定めるところにより減額した工事費を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>オ 当社は、2(料金額)の規定又は、アに定める減額にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することができます。</p>		

2 料金額

2-1 2-2以外に係るもの

区分	単位	料金額
基本工事費 (1)(2)以外の場合	1工事ごとに 基本額	4,500円(4,950円)

		加算額	3,500円(3,850円)	
	(2)交換機等工事のみの場合	1工事ごとに	1,000円(1,100円)	
交換機工事費	(1)(2)又は(3)以外の場合	1契約者回線ごとに	1,000円(1,100円)	
	2)契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合(契約者回線に係るものであって、アの工事と同時に施工する場合を除きます。)	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	700円(770円)	
	(3)付加機能の提供の開始又は変更に関する工事の場合	1追加番号ごとに	700円(770円)	
	ア 追加番号機能(プラスナンバー)の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1契約者回線ごとに	1,000円(1,100円)	
	イ 割込通話機能の利用開始又は内容の変更に関する工事	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円(1,100円)	
	ウ 着信転送機能の利用開始又は内容変更に関する工事のとき	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円(1,100円)	
	エ 発信者番号表示機能の利用開始又は内容変更に関する工事のとき	1契約者回線ごとに	1,000円(1,100円)	
	オ 非通知着信拒否サービスのとき	1契約者回線ごとに	1,000円(1,100円)	
	才 迷惑電話撃退機能の利用開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事のとき	個別撃退	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円(1,100円)
		一括撃退	1契約者	1,000円(1,100円)

			回線 ごと にと に						
		力 複数チャネル機能の利 用開始又は内容変更に關 する工事のとき	1契約者回線 ごとに	1,000円(1,100円)					
		キ 着信お知らせメール機 能の利用開始又は内容變 更に關する工事のとき	1契約者回線 ごとに	1,000円(1,100円)					
		ク FAXお知らせメール機 能の利用開始又は内容變 更に關する工事のとき	1契約者回線 番号又は1追 加番号ごとに	1,000円(1,100円)					
回線終端装 置工事費	屋内配線設 備の部分	ホームタープ に係るもの	移転 上記以外 のもの	1配線ごとに 10,400円 (11,440円)					
		マンションタ イプに係るも の	移転 上記以外 のもの	1,000円(1,100円) 7,400円(8,140円)					
		回線終端装置の部分		移転 上記以外 のもの					
				1装置ごとに 2,100円(2,310円)					
	(1)回線接続装置であつて(2)以外のもの								
				別に算定する実費					
				1,000円(1,100円)					
配線経路構 築工事費	(2)配線設備多重装置			上記以外 のもの					
				1工事ごとに 7,400円(8,140円)					
	(1)(2)以外のもの			1工事ごとに 14,000円 (15,400円)					
(2)契約者の請求により回線終端装置工事 と別日に施工する場合				1工事ごとに 27,000円 (29,700円)					
配線保護工事費				別に算定する実費					
備考 回線終端装置の配線の工事のみにより施工される回線終端装置の工事(当社が別に定 める場合に限ります。)の場合は、その交換に要した費用を契約者に支払っていただきます。									

2-2 利用の一時中断等に関する工事に係るもの

(1)利用の一時中断に係るもの

区分	単位	料金額
基本工事費	1工事ごとに	1,000円(1,100円)
交換機工事費 ア イ以外のもの	1契約者回線ごとに	1,000円(1,100円)
イ 契約者回線番号等 の一時中断(別表2(付 加機能)追加番号機能 の欄に定める契約者回 線番号等の一時中断を いいます。以下同じとし ます。)に係るもの	1契約者回線番号又は1 追加番号ごとに	700円(770円)

(2)再利用に係るもの

料金額
(1)に規定する料金額と同額

2-3 端末設備の設置、移転又は設定変更に関する工事に係るもの

区分	単位	料金額
基本工事費	1工事ごとに 基本額 加算額	4,500 円(4,950 円) 3,500 円(3,850 円)
機器工事費	1の装置ごとに 設置 設定	1,500 円(1,650 円) 1,000 円(1,100 円)

第3表 番号案内

区分	単位	料金額
相互接続番号案内に係るもの	1の番号案内ごとに	200 円(220 円)

第4表 附帯サービスに関する料金等

第1 重複掲載料

1 適用

重複掲載料の適用については、第62条(電話帳の重複掲載)の規定のとおりとします。

2 料金額

区分	料金額
重複掲載料	電話帳発行のつど1掲載ごとに 500 円(550 円)

別表1 営業区域

IP通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

1 第1種契約に係るもの

都道府県の区域
北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、富山県

2 第2種契約に係るもの

都道府県の区域
長野県、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表2 付加機能

種類	提供条件	
番号表示機能 (発信者番号表示サービス)	<p>契約者回線に着信する通話の発信電気通信番号(その通話の発信元に係る電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を表示することができる機能</p>	
	備考	(1)本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
番号通知要請機能 (非通知着信拒否サービス)	<p>契約者回線へ発信電気通信番号が通知されない通話(その通話の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通話、その他発信電気通信番号を通知しない通話に限ります。)に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能</p>	
	備考	<p>(1)本機能は、番号表示機能の提供を受けている契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2)当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(3)本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
割込通話機能 (割込電話サービス)	<p>通話中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後再び保留中の通話を行うことができるようとする機能</p>	
	備考	<p>(1)本機能の提供を受けている契約者回線について、通話中に高音質通話又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。</p> <p>(2)本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
着信転送機能 (転送電話サービス)	<p>契約者回線に着信する通話を、応答前に、あらかじめ契約者が指定した他の電気通信回線(当社が別に定めるものに限ります。)に自動的に転送することができる機能</p>	
	備	(1)コミュファ光タイプJ電話サービスの利用の一時中

	<p>考</p> <p>断又は契約者回線番号等の一時中断を受けている場合は、その契約者回線番号又は追加番号について、本機能を提供しません。</p> <p>(2)番号通知要請機能又は迷惑電話撃退機能の提供を受けている場合は、それぞれの機能の取扱いを本機能の取扱いより優先して適用します。</p> <p>(3)本機能に係る通話については、通話の発信元の電気通信回線から本機能の提供を受けている契約者回線への通話と本機能の提供を受けている契約者回線から転送先の電気通信回線への通話の2の通話として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先の電気通信回線に転送して通話ができる状態となった時刻に双方の通話ができる状態になったものとして測定することとします。</p> <p>(4)本機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(5)本機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先の電気通信回線に通知される場合があります。</p> <p>(6)当社は、本機能に係る転送先の電気通信回線に係る者から、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。</p> <p>(7)本機能を利用している場合、高音質通話(当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p> <p>(8) 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(9)本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
迷惑電話撃退機能 (迷惑電話登録サービス)	契約者が端末設備からの登録操作等により、あらかじめ契約者が指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、お断りする旨の案内により自動的に応答するもの

	<p>備考</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>個別撃退</td><td>1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、本機能を提供するもの</td></tr> <tr> <td>一括撃退</td><td>1のコミュファ光タイプJ電話契約ごとに、本機能を提供するもの</td></tr> </table> <p>(1)本機能には、次の種類があります。</p> <p>(2)契約者が指定できる電気通信番号の数は、当社が別に定める値とします。</p> <p>(3)当社は、お断りする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(4) 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(5)本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	種類	内容	個別撃退	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、本機能を提供するもの	一括撃退	1のコミュファ光タイプJ電話契約ごとに、本機能を提供するもの
種類	内容						
個別撃退	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、本機能を提供するもの						
一括撃退	1のコミュファ光タイプJ電話契約ごとに、本機能を提供するもの						
着信お知らせメール機能 (不在着信通知メールサービス)	<p>当社が別に定める方法により、あらかじめ契約者が指定した特定の電気通信番号からの着信があった場合、契約者が指定したメールアドレスにその着信があった旨を記載した電子メールを送信することができる機能</p> <p>備考</p> <p>(1)契約者が指定できるメールアドレスの数は、当社が別に定める値とします。</p> <p>(2)電子メールに記載する内容は、着信があった日時、発信電気通信番号その他当社が別に定めるものとします。</p> <p>(3)当社は、本機能に係る電子メールの送信先に係る者から、その送信される電子メールについて間違いのため、その送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、そのメール送信を中止することができます。</p> <p>(4) 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(5)本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>						
FAXお知らせメール機能	(1)契約者回線にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、						

(FAXお知らせメール)	<p>あらかじめ契約者が指定したメールアドレスにその着信があつた旨を記載した電子メールを送信することができる機能。</p> <p>(2)契約者回線にファクシミリ通信に係る着信があつた場合に、そのファクシミリ通信を画像ファイル形式に変換し、FAX蓄積装置(本機能を提供するために特定FTTH事業者が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に蓄積し、その取り出し又は消去等を行うことができる機能。</p>
	<p>備考</p> <p>(1)コミュファ光タイプJ電話サービスの利用の一時中断又は契約者回線番号等の一時中断を受けている場合は、その契約者回線番号又は追加番号について、本機能を提供しません。</p> <p>(2)契約者が指定できるメールアドレスの数は、当社が別に定める値とします。</p> <p>(3)電子メールに記載する内容は、着信があつた日時、発信電気通信番号その他当社が別に定めるものとします。</p> <p>(4)当社は、当社又は特定FTTH事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社若しくは特定FTTH事業者の業務の遂行上著しい支障があるときは、蓄積されているファクシミリ通信及び画像ファイルを消去することができます</p> <p>(5)当社は、本機能を利用した場合に生じたファクシミリ通信若しくは画像ファイルの破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。</p> <p>(6)本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
複数チャネル機能 (複数チャネルサービス「プラスチャネル」)	<p>1の契約者回線において同時に通信できるチャネルの数を追加することができる機能</p> <p>備考</p> <p>(1)追加できるチャネルの数は、1とします。</p> <p>(2)本機能の提供を受けている契約者回線について、利用の状況により、高音質通話、データコネクト又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p> <p>(3)本機能に関するその他の提供条件については、当</p>

	社が別に定めるところによります。
追加番号機能 (追加番号サービス「プラスナンバー」)	契約者回線に着信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号(契約者からの請求により、当社が付与する契約者回線番号以外の電気通信番号をいいます。以下同じとします。)の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能
備考	(1)当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線番号等の一時中断(契約者回線番号又は追加番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。 (2)1の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、4以内とします。 (3)追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号に準ずるものとします。 (4)本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

附則

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、令和元年11月1日から実施します。

(コミュファ光タイプJ電話パックに係る特定通信に関する通信料の適用に関する経過措置)

- 2 この約款実施の日以降、料金月の初日に、コミュファ光タイプJ電話サービス(基本使用料の料金種別がコミュファ光タイプJ電話パックのものに限ります。)の提供を開始し、コミュファ光タイプJ電話からコミュファ光タイプJ電話パックへの基本使用料の料金種別の変更又は契約者回線(基本使用料の料金種別がコミュファ光タイプJ電話パックのものに限ります。)の移転に伴い契約者回線番号の変更があったとき、料金表第1(料金)第3(通信料)(8)の規定にかかわらず、契約者は、その料金月における同(8)に規定する定額通信料の支払いを要します。

(端末設備使用料の支払いに関する経過措置)

- 3 この約款実施の日以降、この約款の規定に関わらず、料金表第1表(料金)第4(端末設備使用料)に定める端末設備使用料の支払いを要しません。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、令和2年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかったコミュファ光タイプJ電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、令和2年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかったコミュファ光タイプJ電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2021年年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかったコミュファ光タイプJ電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。